

鳥取縣公報

昭和二十四年四月十二日 火曜日

規則

第十二條の次に次の一條を加える。

◆鳥取縣規則第二十六号
昭和二十三年十一月鳥取縣規則第八十一号種畜法施行細則の一部を次のように改める。

昭和二十四年四月十二日

種畜法施行細則中改正規則

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「四回とし四月、七月、十月、一月」を「春季」

に改める。

第二條 別除

第三條を次のように改める。

第三條 種畜法（以下單に法という）第三條第二項の等級は別に示された等級判定標準により一級、二級及び三級に区分する。

第九條 但書中「十」を「八」に改める。

種畜の階級	生年月日	種畜の前名	飼養者住所氏名	登録番号		
				市	郡	町大字
種畜合格年月日						
種畜供用開始年月日						

附則

この規則は公布の日からこれを施行する。

告示

◇鳥取縣告示第百七十四号

昭和二十三年十一月鳥取縣告示第五百八十一号（鳥取縣林業關係問委員會規程）を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年四月十二日

第一條第一号中「昭和二十二年農林省令第九十二号はせの実需給調整規則第十二條」を削る。

◇鳥取縣告示第百七十五号

鳥取縣水產製品検査手料規則第六條の規定に基き証紙壳捌所を次のように定める。

昭和二十四年四月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治	鳥取縣知事 西 尾 愛 治
同 同 八橋町	同 同 八橋町
東伯郡倉吉町 鳥取縣水產物乾物卸商業協同組合	西伯郡境町 弓浜同
米子市明治町 鳥取縣煉製品製造業会	同 同 八橋支所

◇鳥取縣告示第百七十六号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年四月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治	鳥取縣知事 西 尾 愛 治
本籍地 西伯郡高麗村大字長田二八〇番地	現住所 同

昭和二十四年四月二日第一・三四二号

◇鳥取縣告示第百七十七号

助産婦名簿登録事項中次のとおり訂正した。

昭和二十四年四月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治	鳥取縣知事 西 尾 愛 治
前本籍地 兵庫縣養父郡南谷村大字和田一、〇八〇番地	現本籍地 八頭郡丹比村大字富枝四七〇番地
現住所 同	北山七三番地ノ五

昭和二十四年四月二日第一・三四四号
前本籍地 兵庫縣養父郡南谷村大字和田一、〇八〇番地
現住所 同

訂正方願出に対し同年四月二日訂正

大久保はな子
大正九年四月十五日生

本籍地 北海道網走市北式西一丁目一一番地
現住所 米子市角盤町三丁目六〇番地

昭和二十四年四月二日第一・三四五号

櫻岡マササ

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第十三号

鳥取縣選舉管理委員會第四回委員會を次の通り招集する

00221

昭和二十四年四月十二日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸 記

一、招集の日時 昭和二十四年四月二十日 午後三時三十分

二、招集の場所 鳥取縣廳

三、議題 選舉法規の改正について

正誤

昭和二十四年三月二十九日鳥取縣告示第百四十六號中左のよう訂正する。

箇所

誤

正

第三條 第一條の目的を達するため左に掲げる事項に左に記載するものとする。

第五條 会長に事故があるときは会長の指名した委員がその職務を代理する。会長及び委員の任期は一年である。又は解任される。但し任期は一年と定める。併し任期中であつて解任される。又も知事において解任がある。

昭和二十四年四月二十日印刷
昭和二十四年四月十一日發行

鳥取縣公報

(昭和二十四年四月十五日)
第三種郵便物認可

行 營 總 管 球 務 機 關
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町
總 管 球 務 機 關
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町
印 刷 所